

公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書

日本経済の低迷の中で、国や自治体の公共工事・委託事業などの官公需関連事業を巡って、全国で下請け企業や資器材などの納入業者や、そこに働く労働者に深刻なしわ寄せがされている。労働者の賃金は契約時の積算単価を下回り、最低賃金法の違反や賃金不払いまで起こっている。このことは、国や自治体の厳しい財政事情の中で、コスト削減と競争性を重視した「安ければ良し」とする考え方が、地方の低賃金・低単価を助長し、そのしわ寄せが地域の労働者や中小企業に跳ね返っているといえる。

国や自治体は、国民・住民の生活を保障し、地域経済の振興を図るべきであり、自らが発注する公共関連事業や官公需に従事する労働者に適正な賃金が確保されるように責任を果たすべきである。よって、政府に対し、ILO94号条約を批准し、公共関連事業や官公需に携わる労働者の賃金・労働条件を適正に確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年6月4日

広島県海田町議会